厚生労働省・労働者健康福祉機構による 不当労働行為事件の全面救済命令を求める署名

神奈川県労働委員会 会長 盛 誠吾 殿

全国労災病院労働組合(以下、全労災)と日本医療労働組合連合会(日本医労連)は 2012 年 7 月 12 日、神奈川県労働委員会に、厚生労働省(以下、厚労省)と独立行政法人労働者健康福祉機構(以下、機構)を被申立人とする不当労働行為救済申立をおこないました(神労委平成 24 年 (不)第 21 号労働者健康福祉機構等事件)。

審査で厚労省は、労組法上の使用者ではないから「当事者ではない」と主張しています。しかし機構は、規程にもとづいて夏期一時金を支給した場合には「厚生労働大臣から機構の廃止を命じられる」「組織の廃止に繋がる危険がある」などと、厚労省に実質的に従属させられている機構の立場を強調し、労使交渉への厚労省の事実上の介入があることを明らかにしています。また機構は、「理事長の裁量による変更権」をことさら強調しましたが、この主張は、労働者・労働組合に保障された団体交渉権・労働協約締結権を明らかに否定しています。

和解の協議もおこなわれましたが、全労災が示した「期末・勤勉手当は労使協定にもとづいて支払うこと」「厚生労働省は労使協定を尊重すること」という、あまりにも当然の和解条項案を、機構も厚労省も一顧だにしませんでした。厚労省・機構は、自らの不当労働行為を自白したも同然です。

厚労省・機構の不当労働行為性は、もはや疑う余地はありません。神奈川県労働委員会におかれましては、厚労省・機構の不当労働行為を認定し、全労災が求める全面救済命令を下していただきますよう要請いたします。

2013年	月	日	
		住 所	
		団体名	
		华丰老氏 夕	(ΕΠ)